

第3章 災害応急対策計画

第2編 震災編

第1節 防災組織計画 (総務部)

第1項 組織計画

1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、町内における災害応急対策の必要のあるときは、本計画の定めるところにより災害対策本部を設置し、関連組織との緊密な連絡協力のもとに災害応急対策活動を実施する。

2 警戒及び配備体制

地震情報等により、災害の発生が予想される時及び町長、副町長又は総務課長が必要と認めるときは、概ね次の基準による配備につき、地震・津波等の情報収集及びその通報並びに被害状況等のとりまとめ、その他災害対策に関する連絡調整に万全を期す。

(1) 警戒・配備体制の発令基準

体制	警戒・配備体制の発令基準		
	震度	津波	その他
警戒体制	-	津波注意報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・東海地震予知情報の[警戒宣言]が発令されたとき ・その他副町長及び総務課長が必要と認められたとき
配備体制第1号	町内で震度4の地震が発生したとき(自動発令)	津波警報(津波)が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・その他町長が必要と認められたとき
配備体制第2号	町内で震度5弱又は5強の地震が発生したとき(自動発令)	津波警報(大津波)が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用をしなければならないような災害が予想される場合 ・その他町長が必要と認められたとき
(災害対策本部設置)	町内で震度6弱以上の地震が発生したとき(自動発令)	津波警報(大津波)が発表された場合で町長が必要と認められたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用を必要とする災害が発生し、町長が必要と認められたとき。 ・その他、災害が発生するおそれがあり、町長が必要と認められたとき

(2) 警戒体制及び配備体制の担当課室・人数

種別	担当課名(人数)	参集場所
警戒体制	副町長、総務課長、住民環境課長、保健福祉課長、上下水道課長、産業課長、建設課長、教育次長、教育学習課長 総務課(6)、住民環境課(1)、保健福祉課(1)、上下水道課(6)、産業課(5)、建設課(6)、教育学習課(2)	本庁
配備体制	第1号 災害対策連絡室(室長:町長、副室長:副町長) 町長、副町長、収入役、教育長、総務課長、住民環境課長、税務課長、保健福祉課長、上下水道課長、産業課長、うめ課長、建設課長、検査室長、議会事務局長、教育次長、教育学習課長 総務課(12)、住民環境課(4)、税務課(2)、保健福祉課(4)、上下水道課(6)、産業課(7)、うめ課(2)、建設課(9)、検査室(1)、教育学習課(8)	本庁
	第2号 災害対策連絡室(室長:町長、副室長:副町長) 全職員	本庁
(災害対策本部設置)	全職員	本庁

注) 災害の危険度に応じて、関係各課の人員を増減することができる。

(3) 警戒体制

ア 配置

警戒体制発令基準にあたる地震情報が発表されるなど災害の発生が予想される時は、副町長と総務課長は協議のうえ警戒体制をとる。

イ 解除

津波注意報が解除されたとき、又は東海地震予知情報の[警戒解除宣言]が発令されたときは、副町長と総務課長は協議のうえ、警戒体制を解除する。

ウ 任務

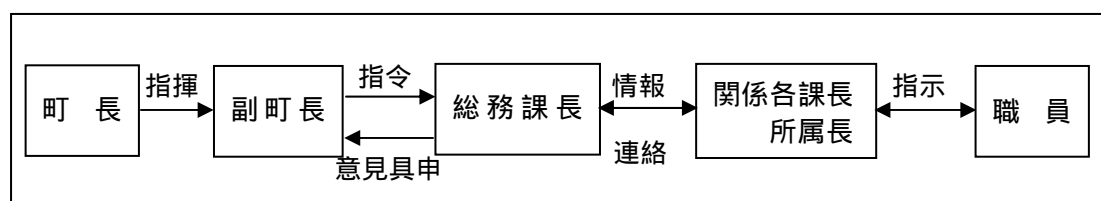
災害担当長を副町長、副担当長を総務課長、災害担当課を総務課とし、以下の任務を行う。また、収集した情報は、随時町長に報告する。

災害関係情報及び気象情報等の収集・報告・伝達に関すること。

防災関係機関との連絡に関すること。

その他必要なこと。

構成



注) 警戒体制及び配備体制を解除した場合も、上記に準じた指令系統で伝達する。

(4) 配備体制

ア 災害対策連絡室の設置

配備体制第1号及び第2号にあたる各警報が発表されるなど災害の発生が予想されるときは、町長及び副町長、総務課長は協議のうえ配備体制をとり、災害対策連絡室(以下「連絡室」という)を設置する。なお、町内で震度4、5弱及び5強の地震が発生した場合には、震度に対応する配備指令を自動的に発令する。

イ 解除

警報の解除又は災害の発生するおそれが解消され、室長(町長)が判断した場合は、連絡室を解散し、配備体制を解除する。

ウ 任務

連絡室の室長を町長、副室長を副町長をもってあて、以下の任務を行う。

災害関係情報及び気象情報等の収集・報告・伝達に関すること。

防災関係機関との連絡に関すること。

災害危険区域の警戒に関すること。

その他必要なこと。

災害対策連絡室の事務分掌

課名	事務分掌
総務課 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・町長への報告、連絡に関すること ・連絡調整及び動員に関すること ・被害状況の取りまとめに関すること ・気象情報等の収集に関すること ・物品調達に関すること ・広報に関すること ・議員・議会に関すること
保健福祉課 住民環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難、救護、救援に関すること ・環境衛生に関すること
産業課 うめ課	<ul style="list-style-type: none"> ・農地等及び農林関係施設の被害状況の把握に関すること ・商工水産関係の被害状況の把握に関すること
建設課 検査室	<ul style="list-style-type: none"> ・河川、山地、道路、橋梁等の被害状況の把握に関すること
教育学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設の被害状況の把握に関すること ・生涯学習施設の被害状況の把握に関すること
上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害状況の把握に関すること ・下水道施設の被害状況の把握に関すること

税務課 会計課	・ 人的及び住宅の被害状況の把握に関すること ・ 金銭物品の出納に関すること
消防団	・ 消防、水防に関すること

3 災害対策本部

町内において相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、応急対策活動を必要とする場合は、みなべ町災害対策本部条例の定めるところにより、町長は「みなべ町災害対策本部」（以下、この計画において「本部」という。）を設置する。

また、災害が大規模なものとなり、国や県が非常緊急災害現地対策本部又は現地災害対策本部を設置した場合には、連携を十分に保ち、災害対策にあたる。

(1) 本部の設置基準

- ア．災害救助法の適用を必要とする災害が発生し、町長が必要と認めたとき。
- イ．町内で震度6弱以上の地震が発生したとき。（自動設置）
- ウ．津波警報（大津波）が発表された場合で町長が必要と認めたとき。
- エ．その他、災害が発生するおそれがあり、町長が必要と認めたとき。

(2) 本部の廃止基準

- ア 災害発生のおそれが解消したとき。
- イ 災害応急対策が概ね終了したとき。
- ウ その他本部長が必要なしと認めたとき。

(3) 本部の組織及び運営

ア 本部長及び副本部長

本部長を町長、副本部長を副町長をもってあてる。なお、町長が事故や不在時等の非常時については、副町長・収入役・教育長・総務課長の順に指揮をとる。

本部長は、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督するとともに、災害応急対策実施上の重要事項について決定する。

イ 本部員

本部員は、本部長を補佐するものとして、収入役、教育長、各課長及び消防団長並びに本部長が必要と認める者をもってあてる。また、本部長及び副本部長とともに、本部会議を構成し、災害予防及び災害応急対策実施上の重要事項について協議する。なお、本部員が事故や不在時等の非常時については、あらかじめ本部員が指名するものが本部員の職務を代理する。

ウ 本部会議

本部を設置した場合には、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するために、防災活動の基本方針作成、その他重要な事項を協議・決定する本部会議を町役場庁舎で開催する。本部会議の会議内容は概ね次のとおりとする。

報告事項

- (ア) 気象情報及び災害情報
- (イ) 配備体制について
 - a 本部各部の配備体制
 - b 町内の配備体制
 - c 自衛隊及び公共機関の配備体制
- (ウ) 各部措置事項について
- (エ) 被害状況について
- (オ) その他

協議事項

- (ア) 応急対策への指示
- (イ) 各部間の調整事項
- (ウ) 県への自衛隊災害派遣要請要求の要否
- (エ) 他市町への応援要請の要否
- (オ) 被災者に対する見舞金品給付の決定
- (カ) 次回本部会議開催予定日時の決定
- (キ) その他

エ 本部会議の場所

本部会議の開催場所は町役場庁舎とする。庁舎が被災して使用不可能な場合は、代替場所として、以下の順位で使用する。

<代替順位>

- 〔1〕生涯学習センター
- 〔2〕保健福祉センター

(4) 編成及び事務分掌

編成

本部会議	
本部長	町長
副本部長	副町長
本部長	収入役 教育長 総務課長 住民環境課長 税務課長 保健福祉課長 上下水道課長 産業課長 うめ課長 建設課長 検査室長 議会事務局長 教育次長 教育学習課長 消防団長 その他本部長が必要と認める者

本部事務局
本部連絡員

部	構成課等	班
総務部	総務課 議会事務局	総務班
住民対策部	保健福祉課 住民環境課	保健福祉班 住民環境班
農林水産部	産業課 うめ課	産業班
建設部	建設課 検査室	建設班
文教部	教育学習課	教育学習班
上下水道部	上下水道課	上下水道班
調査会計部	税務課 会計課	調査会計班
消防部	消防団*	消防班

部長

* 消防部は消防団長を部長とする

本部には、部、班を設け、部には部長、班には班長を置く。各班長は、担当する課における管理職のうちあらかじめ定めた者とする。

・本部連絡員

本部事務局に本部連絡員を置く。本部連絡員は、本部会議の決定事項等について、各部・各班の連絡事務を処理する。

事務分掌

部名	部長	構成課 (平時の課名)	班名 (班長)	事務分掌
総務部	総務課長	総務課 議会事務局	総務班 (議会事務局長) (防災担当副課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・本部事務局の運営に関する事 ・県等への報告、連絡に関する事 ・自衛隊派遣要請に関する事 ・他団体への応援要請に関する事 ・県防災ヘリコプター出動要請に関する事 ・連絡調整及び被害状況のとりまとめに関する事 ・防災会議に関する事 ・命令決定事項の伝達に関する事 ・職員の動員・派遣要請に関する事 ・無線、電話の管理に関する事 ・気象情報及び警報等の収集・伝達に関する事 ・各種陳情の応援、被災地の慰問に関する事 ・町民への広報に関する事 ・報道機関への発表及び防災広報に関する事 ・庁舎、その他の町有財産の災害対策に関する事 ・応急対策用物品の購入に関する事 ・公用車の配車に関する事 ・議員の調査に関する事 ・議会と会議に関する事 ・議員との連絡調整 ・その他議会に関する事 ・その他、他の部に属さないこと
		保健福祉課	保健福祉班 (保健福祉課長) (保健福祉センター長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害防疫の総括に関する事 ・防疫活動に必要な情報等の収集に関する事 ・医療救護及び助産に関する事 ・医療機関との連絡に関する事 ・防疫用薬品の確保に関する事 ・医薬品の整備及び補給に関する事 ・毒劇物による事故防止に関する事 ・救護所の開設及び救急医療薬品等の確保に関する事 ・医療機器等の確保に関する事 ・被災者の保険医療及び相談に関する事 ・医療ボランティアの受入れに関する事 ・所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 ・その他健康管理に関する事
住民対策部	住民環境課長	住民環境課	住民環境班 (環境対策長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助の全般的な計画実施に関する事 ・救助活動に必要な情報等の収集に関する事 ・災害援護資金の融資に関する事 ・災害救助に必要な食糧等の確保に関する事 ・災害救助物資の輸送に関する事

部名	部長	構成課 (平時の課名)	班名 (班長)	事務分掌
				<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助に必要な物資、資材の確保に関する事 ・一般住宅及び人的被害状況に関する事 ・炊き出し物資の管理及び配分に関する事 ・避難者の把握に関する事 ・災害廃棄物の処理並びに一時保管場所の確保に関する事 ・被災地のゴミ、し尿収集処理並びに委託業者の連絡調整に関する事 ・その他福祉・環境に関する事
農林水産部	産業課長	産業課 うめ課	産業班 (商工水産長) (うめ課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・農地等及び農林関係施設の被害状況の調査、収集及び災害応急対策に関する事 ・被災農家等の経営指導に関する事 ・農林関係災害対策の総合調整に関する事 ・被災農林業者に対する資金の融資に関する事 ・災害に伴う農業共済に関する事 ・商工関係被害状況等の調査、収集及び災害応急対策に関する事 ・被災中小企業に対する融資に関する事 ・事業所等の被害調査に関する事 ・観光施設の被害調査に関する事 ・水産関係施設の被害状況の調査、収集及び災害応急対策に関する事 ・船舶の確保に関する事 ・水産関係災害対策の総合調整に関する事 ・被災水産業者に対する資金の融資に関する事 ・その他農林・商工水産に関する事
建設部	建設課長	建設課 検査室	建設班 (地籍対策長) (検査室長)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁等の被害調査及び災害応急対策に関する事 ・河川、海岸、漁港の被害調査及び災害応急対策に関する事 ・建物の被害調査及び公営住宅等の災害応急対策に関する事 ・応急仮設住宅の建築に関する事 ・災害復旧に関する事 ・その他建設に関する事

部名	部長	構成課 (平時の課名)	班名 (班長)	事務分掌
文教部	教育次長	教育学習課	教育学習班 (教育学習課長) (図書館長兼南部公民館長)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設、運営に関する事 ・ヘリポートの開設・運営に関する事 ・教育関係の被害状況等の調査、収集及び災害応急対策に関する事 ・学校施設の災害応急対策に関する事 ・職員の動員、派遣及び救援に関する事 ・臨時の授業その他学校運営に関する事 ・教科書の調達に関する事 ・児童、生徒の保健管理に関する事 ・所管管理施設の被害状況等の調査、収集及び災害応急対策に関する事 ・PTA、婦人会等社会教育団体との連絡に関する事 ・文化財の被害状況等の調査、収集及び災害応急対策に関する事 ・その他教育に関する事
上下水道部	上下水道課長	上下水道課	上下水道班 (上下水道課副課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害状況等の調査、収集及び災害応急対策に関する事 ・飲料水の供給に関する事 ・水道施設の復旧、資材の確保に関する事 ・下水道施設の被害状況等の調査、収集及び災害応急対策に関する事 ・下水道施設の復旧、資材の確保に関する事 ・その他上下水道に関する事
調査会計部	税務課長	税務課 会計課	調査会計班 (税務課副課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・総務班への応援に関する事 ・災害に係る町税の減免及び徴収猶予に関する事 ・被災に係る宅地建物の被害調査に関する事 ・罹災に関する証明の発行に関する事 ・救援金・見舞金の配分に関する事 ・その他調査に関する事 ・金銭物品の出納に関する事 ・災害義援金の分配業務に関する事 ・その他出納に関する事
消防部	消防団長	消防団	消防班 (副団長)	<ul style="list-style-type: none"> ・編成及び事務分掌はみなべ町消防計画の定めるところによる ・その他消防に関する事

(5) 本部設置・廃止の通知

本部を設置及び廃止した場合は、本部長は、ただちにその旨を次の手法により通知する。また、本部設置中は、町役場正面玄関に本部表示板を設置する。

通 知 先	通 知 の 方 法
町 職 員	口頭、庁内放送、加入電話、携帯電話、防災行政無線
一 般 住 民	防災行政無線、町ホームページ、報道機関を通じて公表
県総合防災課	防災行政無線、加入電話、ファクシミリ
日高振興局 西牟婁振興局	防災行政無線、加入電話、ファクシミリ
報 道 機 関	文書、加入電話、ファクシミリ
防災関係機関	加入電話、ファクシミリ

4 現地災害対策本部

本部長は、災害状況に応じて現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部では、応急対策実施の指揮及び現地での応急対策活動に係る関係機関との連絡調整活動（応援要請等を除く）を行うとともに、本部長に応急対策の実施状況を報告する。

（1）設置基準

- ア 災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施する必要がある場合
- イ その他本部長が現地災害対策本部設置の必要と認めた場合

（2）廃止基準

- ア 当該地域での災害応急対策が概ね完了した場合
- イ その他本部長が廃止を決定した場合

（3）設置場所

現地災害対策本部は、災害の状況に応じて当該地域内の公共施設等に設置する。

（4）組織

現地災害対策本部長は、副本部長、本部員その他の職員の中から、災害の状況に応じ本部長が任命する。

（5）所掌事務

現地災害対策本部の業務は、概ね次の通りとする。

- ア 災害対策本部との連絡調整に関すること
- イ 区長等地区関係情報収集に関すること者との連絡調整に関すること
- ウ 避難所の開設及び連絡調整に関すること
- エ 被害状況等の情報収集に関すること
- オ この計画に定める応急対策活動の実施に関すること
- カ その他現地災害対策本部の運営に関すること

（注）通信途絶のときは、本部に伝令員を派遣すること

（6）指揮権限

町長は、地方自治法第153条に基づき、その権限に属する事務の一部を現地災害対策本部長に委任する。

- ア 避難勧告・指示の発令（災害対策基本法第60条、町長の権限）

- イ 避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限）
- ウ 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、町長の権限）
- エ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

第2項 動員計画

（1）計画の方針

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、本部要員及びその他の職員の動員について定める。

（2）動員体制

ア 動員の対象

警戒体制

「警戒体制及び配備体制の担当課室・人数」において定めた者とする。

配備体制

「警戒体制及び配備体制の担当課室・人数」において定めた者とする。

本部設置以後の体制

全職員を対象とする。

緊急非常体制の場合

全職員を対象とする。

イ 動員の伝達

災害が発生した場合及びそのおそれがある場合には、総務課長より各課に伝達（本部が設置された場合は本部事務局が本部連絡員を通じて各部、班に伝達）するとともに、勤務時間内にあつては庁内放送を通じて、勤務時間外にあつては加入電話、携帯電話、防災行政無線、口頭その他の方法により、速やかに伝達を行う。

動員の方法

（ア）勤務時間内の場合

総務課長から各課長等及び消防団長に口頭又は電話で伝達するとともに、庁内放送により必要事項を放送する。

（イ）勤務時間外の場合

a 宿直者の措置

宿直者は、加入電話、携帯電話、急使その他の方法によって、総務課長へ連絡する。

b 総務課長の措置

総務課長は、町長、副町長と協議して、別に定める職員防災体制編成表による配備内容を定め各課長に通知する。

c 各課等の措置

各課長等は、総務課長からの配備内容によって、関係職員の動員を行う。

d 消防団長の措置

消防団長は、本計画の定めるところによって、団員の動員・配備について措置する。

ウ 対策要員の調整

対策要員が不足する場合は、総務課長（本部設置後は総務部長）が要員の動員及び調整を行う。

エ 動員状況の記録、報告

各課長等は、課等の動員状況を記録し、総務課長（本部設置後は総務部長）に報告する。

本部が設置された場合には、総務部長は各部の動員状況を取りまとめ、本部会議に提出し、本部長に報告する。

オ 参集時の留意事項

徒歩・自転車・バイクによる参集を原則とするが、状況により他の交通機関も利用し、迅速な参集に努める。

死傷者・火災等に遭遇した場合は、最寄りの消防機関・警察等に通報連絡するとともに、適切な処置をとる。

交通規制による検問に際した場合には、自己の所属・勤務場所・通行の目的等を告げ、通行許可を求める。

参集途上において知り得た被害状況、その他の災害情報は、参集後ただちに参集場所を統括する者に報告する。

被害状況としては、救出の必要箇所、医療の必要箇所、家屋・建物倒壊状況、火災情報、道路情報等とする。

震度5弱以上の地震が発生した場合は、自主的に全職員が参集する。

カ 職員防災体制編成表

非常配備及び動員のための「警戒体制及び配備体制の担当課室・人数」に基づく「職員防災体制編成表」を、平常時からあらかじめ作成しておき、職員に周知徹底する。

また、この編成表に変更が生じた場合は見直しを速やかに行い、職員に周知する。

第3項 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

国の警戒宣言や、気象庁の東海地震関連情報が発せられたときは、東海地震だけでなく、東南海地震、南海地震の同時発生の事態も想定し、社会的混乱を防止するとともに、東海地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域への応援について準備する。

(1) 東海地震注意情報発表時の対応

ア 町（総務課）の対応

住民への沉着冷静な対応の呼びかけ

(ア) デマ、流言等に惑わされない正しい情報の取得と対応

(イ) 東海地方、近畿地方南部、四国地方、九州地方東部にかけて、特に太平洋沿岸部への旅行、電話等の自粛

(ウ) 地震発生への備え

東海地震予知情報、警戒宣言に関する情報の取得

災害への応援体制・方法の検討

イ 住民の対応

正しい情報の取得

東海地方、近畿地方南部、四国地方、九州地方東部への旅行、電話等の自粛

地震発生への備え

(2) 東海地震予知情報発表時の対応

ア 町(各課)の対応

東海地震、東南海地震、南海地震が同時発生した場合に備えた、テレビ、ラジオ等による東海地震関連情報の取得

東海地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域への応援に必要な資機材・車両・燃料等の数量及び保管場所の確認並びに資機材の機能点検及び整備

地震発生時に迅速に出動できる職員体制の確立

第2節 情報計画

第1項 津波予報等の伝達計画（町総務部、大阪管区气象台、和歌山地方气象台）

1 計画方針

町内に大規模な地震が発生し、又は地震による津波等の発生するおそれがある場合、防災関係機関は迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、津波予報、地震及び津波に関する情報、その他災害に関する情報の伝達等は本計画による。

2 計画内容

（1）津波予報、地震及び津波に関する情報の種類と内容

ア 津波予報区

日本の沿岸は、66の津波予報区(原則として、都道府県程度に区分)に分けられている。
和歌山県は全域が1つの予報区であり、予報区名称は「和歌山県」である。

イ 津波予報の種類と内容

津波予報は、予想される津波の高さにより「大津波」の津波警報、「津波」の津波警報、「津波注意」の津波注意報3種類に区分される。その解説は、次の表のとおりである。

津波予報の種類、解説

予報の種類		解説
津波 警報	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒して下さい。
	津波	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒して下さい。
津波 注意報	津波注意	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意して下さい

注) 1 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報及び津波情報に含めて発表する。

2 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知する。

ウ 地震情報及び津波情報の種類と内容

情報の種類		情報の内容
地震情報	震度速報	地震発生約2分後、最大震度3以上の地震が発生した場合、震度3以上を観測した地域名(全国を約180に区分)と震度、地震の発生時刻を発表する。
	震源に関する情報	地震の発生場所(震源 1)やその規模(マグニチュード)に、「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表する。
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源 1)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名 2を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村を発表する。また、津波予報の有無も併せて発表する。
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源 1)やその規模(マグニチュード)を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。また、津波予報の有無も併せて発表する。
	地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表する。
	その他の情報	上記の情報で発表できない防災上有効な情報を発表する。
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	和歌山県に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻および津波の高さ 3を発表するほか、地震の発生場所(震源 1)やその規模(マグニチュード)も併せて発表する。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	検潮所 4における満潮時刻及び到達すると予想される津波の到達時刻を発表するほか、和歌山県に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻も発表する。また、地震の発生場所(震源 1)やその規模(マグニチュード)も併せて発表する。
	津波観測に関する情報	検潮所 4 に最も早く到達した津波の到達時刻と初動方向及び到達した津波の高さの最大値を発表するほか、地震の発生場所(震源 1)やその規模(マグニチュード)も併せて発表する。
	その他の情報	上記の情報で発表できない防災上有効な情報を発表する。

- 1 震源 ; 震源の緯度および経度ならびに地表からの深さ、発生時刻、震央地名
- 2 次の基準による
 - ・ その地震による最大震度「震度6弱以上」 発表する市町村名「震度5弱以上」
 - ・ その地震による最大震度「震度5強又は5弱」 発表する市町村名「震度4以上」
 - ・ その地震による最大震度「震度4又は3」 発表する市町村名「震度3以上」
- 3 発表する予想される津波の高さ
 - ・ 津波注意報の場合 ; 津波注意報 0.5メートル
 - ・ 津波警報の場合 ; 津波 1メートルまたは2メートル
大津波 3メートル、4メートル、6メートル、8メートル
または10メートル以上

「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

4 検潮所

検潮所名称	所在地
なちかつうららちよう うらがみ 那智勝浦町浦神	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町浦神港
くしもとちよう ふくろこう 串本町袋港	和歌山県東牟婁郡串本町袋港
しらはまちよう ほそ の 白浜町細野	和歌山県西牟婁郡白浜町細野港
ご ぼう 御坊	和歌山県御坊市名田町野島祓井戸漁港
わか やま 和歌山	和歌山県和歌山市和歌山港

工 津波予報、地震情報及び津波情報（震度速報を除く）の通知基準

和歌山地方気象台は、次の基準により関係機関(津波予報の伝達経路参照)へ通知する。

津波予報及び津波情報

和歌山県に発表されたとき

地震情報

(ア) 震源震度に関する情報

- a 和歌山県内で震度3以上を観測したとき
- b 隣接府県（大阪府、奈良県、三重県）で震度4以上を観測したとき
- c 上記以外の都道府県で震度6弱以上を観測したとき

(イ) 各地の震度に関する情報

和歌山県内で震度1以上を観測したとき

(ウ) その他の情報（震源情報、遠地地震に関する情報、地震の回数に関する情報等）

地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき

オ 震度情報で用いる地域名称等

本町においては以下のとおり。

地域名称：和歌山県北部

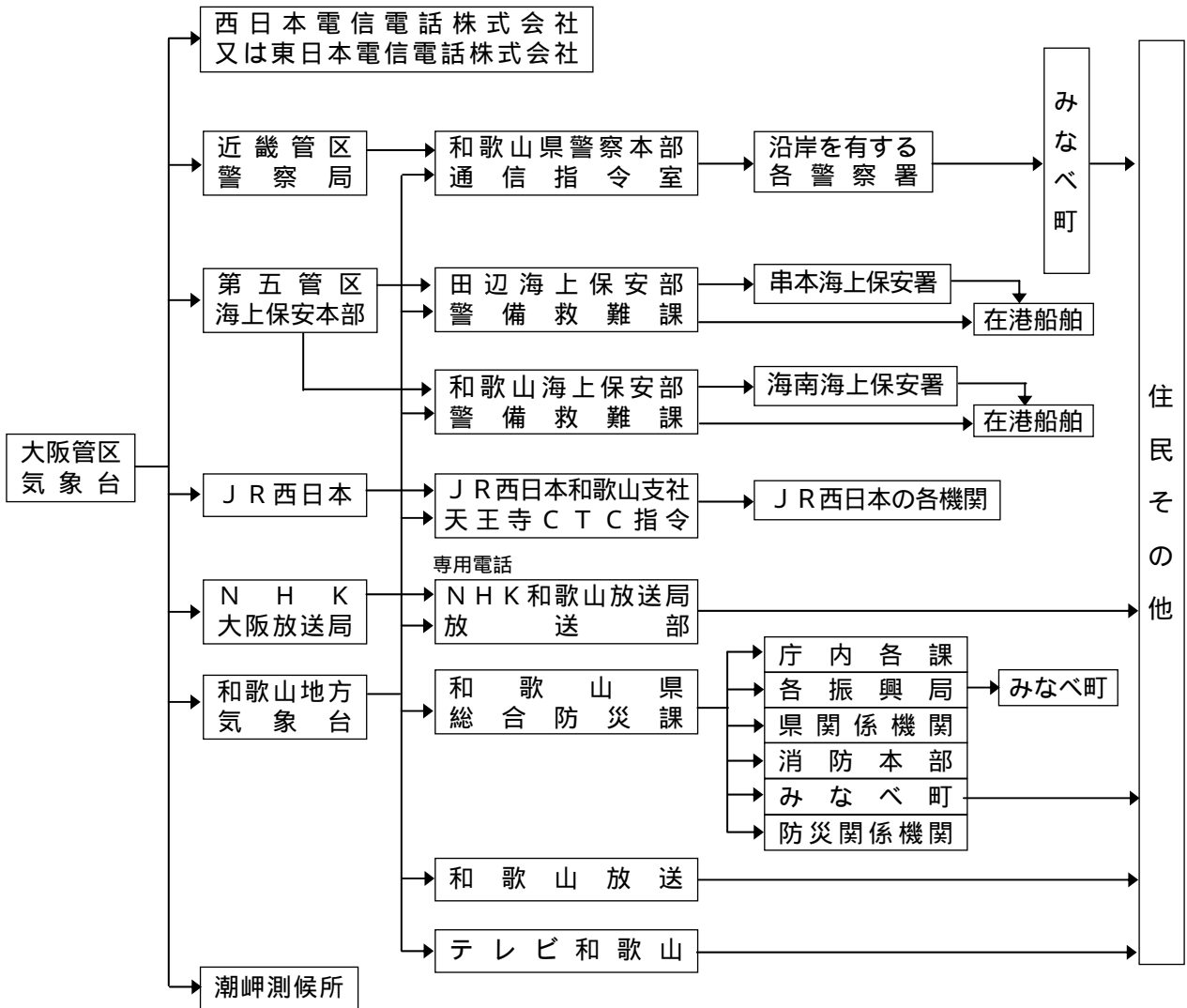
市町名：みなべ町

震度発表名称：みなべ町土井（*気）、みなべ町谷口（*県）、みなべ町芝（*県）

（気）：気象庁震度計（県）：県の震度計

(2) 津波予報等の通知と伝達

ア 津波予報等の伝達経路

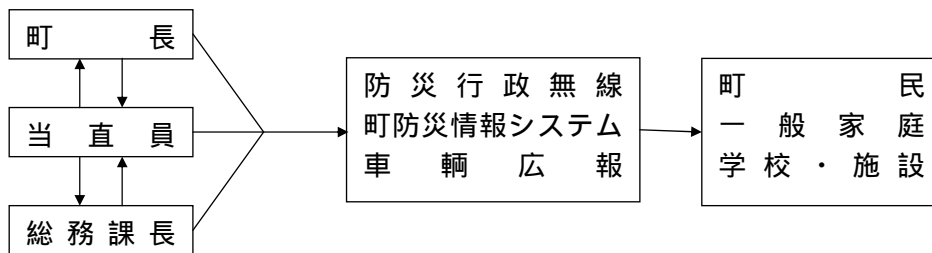


(注) 1 は、警報のみ伝達する。

2 各振興局とは、海草、那賀、伊都、有田、日高、西牟婁、東牟婁の各振興局をいう。

(3) 本町における措置

ア 県・警察などから町に通知される警報等は、平常時の勤務時間中にあつては総務課が受領する。通知が時間外の場合は当直員が受領し、次の経路により速やかに伝達を行う。



周知方法は、概ね次のとおりとする。

広報車、宣伝車による。

防災行政無線、町防災情報システム、有線放送による。

伝達組織を通じる。

サイレン、警鐘等による。

加入電話による

携帯電話による

窓口等への掲示による

イ 前項の周知徹底のため、あらかじめ関係者の間において予報等の受領、伝達、その他の取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう措置しておく。

ウ NTT西日本から、津波予報等が発表された旨の連絡を受けた場合には、直ちに放送局等の放送により、当該予報の要旨を聴取するよう努めるとともに、県の機関から伝達される予報等の内容を確実に受領するよう体制を整える。

エ 県の機関から警報等を受領した場合には、解除になるまでは放送局の放送により、状況を聴取するよう努める。

オ 災害の発生のおそれがあるような場合において異常な現象を認めたときは、予報等の逆経路その他により、速やかに県の機関に対し必要な情報を通報する。

カ 予報等の受領、伝達担当者の決定及び記録の整備に関して、県に準じた措置を講じておく。

(4) 異常現象を発見した者の措置

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は次の方法により関係機関に通報する。

ア 発見者の通報

異常現象を発見したものは、町長、警察官又は海上保安官に通報する。

イ 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は直ちに町長及び所轄警察署長に通報する。

ウ 町長の通報

上記のア・イによって異常現象を承知した町長は、速やかに和歌山地方気象台に、また、災害の予想される他の市町長、並びに関係のある県の地方機関に対して通報する。

エ 和歌山地方気象台に通報する異常現象を次に示す。

水象に関する事項、津波による異常潮位、異常波浪

地震に関する事項、群発地震（数日間以上にわたり、頻繁に感ずるような地震）と災害を伴う大地震

オ 周知徹底

異常現象を発見し、また通報を受けたときは、関係の各機関はその現象によって、予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

第2項 被害情報等の収集計画（総務部）

1 計画方針

災害時における被害情報等の収集は、災害応急対策を迅速かつ確実に実施する基礎となるものであり、町長は災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、速やかに管内の状況を把握して県知事に報告する。

2 計画内容

（1）被害情報の早期収集

ア 被害の規模を推定するための関連情報の収集

町は、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。

イ 119番通報殺到状況の収集

市町は、被害規模を早期に把握するため、119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集する。

（2）災害報告責任者

災害時の被害状況の把握は、災害対策業務執行上極めて重要なものであるから、本部における報告責任者をあらかじめ定めておく。

（3）災害報告の取扱要領

ア 報告すべき災害

発生原因

地震、津波、その他災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害報告の基準

この計画に基づく報告は、次の基準に該当するものについて行う。

（ア）災害救助法の適用基準に合致するもの

（イ）県又は町が災害対策本部を設置したもの

（ウ）災害が2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

- (エ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- (オ) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後 a ~ d の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- (カ) 地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度4以上の記録をしたもの
- (キ) 災害の発生が県内で広域に及び、県地域に相当の被害が発生したと認められるもの
- (ク) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

イ 災害報告の種類

災害即報（被害状況即報及び災害概況即報様式 資料編 39頁参照）

被害状況報告（被害状況報告様式 資料編 42頁参照）

(4) 災害即報及び被害状況報告要領

ア 災害即報

災害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人及び家屋被害を優先して報告する。

災害即報は、次の系統によって迅速に行う。

ただし、町が、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告すること。（基本法第53条第1項）

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行うものである。

119番殺到状況については、町から県の他、直接国へも報告すること。

町及び防災関係機関は、報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国(消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告する。

報告に当たっては、加入電話、無線電話、ファクシミリ、中央防災無線（緊急連絡用回線）等によって即報するもので、即報が2報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告現時を明らかにする。

災害即報事項は、管内の警察署（交番、駐在所を含む）をはじめ関係機関と十分連絡を保った上で行うとともに、防災担当課と被害区分に応じた関係課の連絡を、支部においては、支部総務班と支部関係班の連絡を密にすること。

町は、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに消防庁及び県に対し報告すること。

町は、被害の有無に関わらず、地震が発生し、当該市町の区域内で震度5強以上を記録した場合、直ちに消防庁及び県に対し報告すること。

町は、支部総務班を通じて本部総合調整室に被害状況等を報告するほか、状況によって本部総合調整室に直接報告すること。

本部が設置されない場合も上図に準じる。

点線は、連絡調整をする関係機関である。

イ 被害状況報告

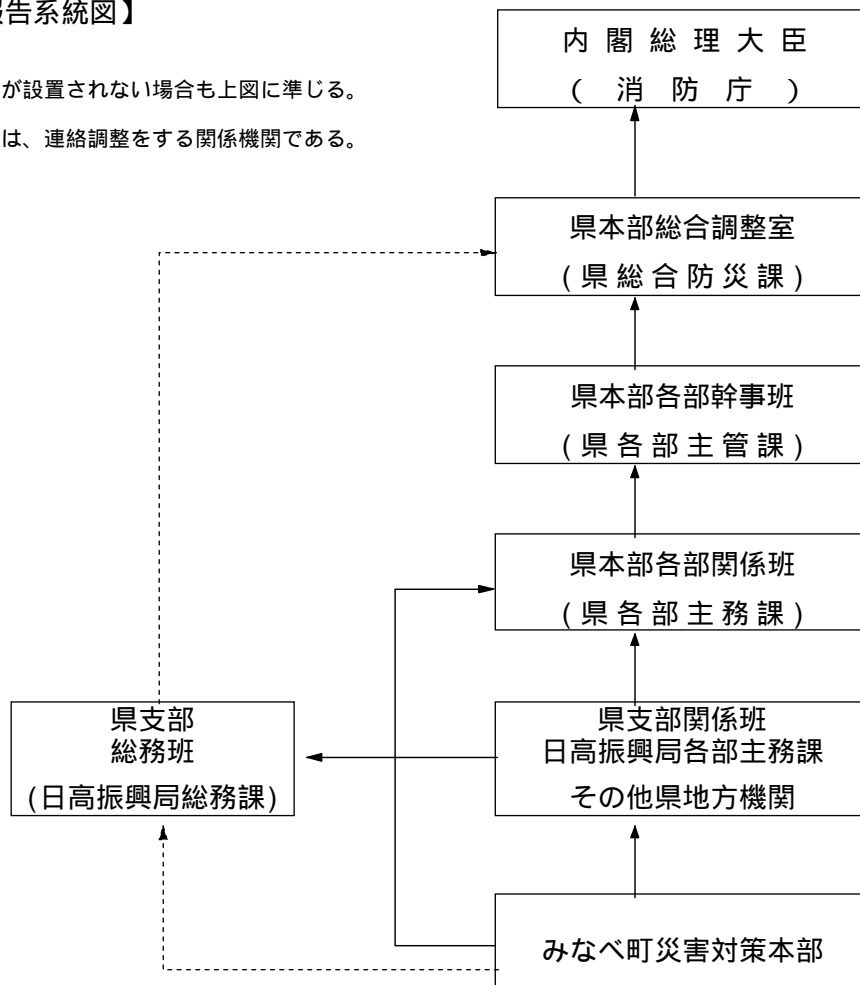
被害状況報告は、災害応急対策及び災害復旧の基礎となり、正確な調査により報告を要するものであるが、状況に応じて概況、中間、確定報告と段階的に行う。

被害状況報告事項は、次の系統によって行う。

被害確定報告は、災害応急対策を終了した後20日以内に行うものとし、基本法第53条に基づく内閣総理大臣あて文書、消防組織法第22条に基づく消防庁長官あて文書を各一部消防庁あて送付する。

【被害状況報告系統図】

(注) 本部が設置されない場合も上図に準じる。
点線は、連絡調整をする関係機関である。



ウ 被害種別系統

被害区分	町からの報告先
人的被害及び住宅等一般	西牟婁振興局健康福祉部
土木関係	日高振興局建設部等
農業関係	日高振興局産業振興部農業振興課
耕地関係	日高振興局産業振興部農地課
林業関係	日高振興局産業振興部林務課
水産関係	日高振興局産業振興部産業総務課
漁港関係	日高振興局建設部河港課
公共施設関係	日高振興局各課
商工業関係	日高振興局産業振興部
観光関係	日高振興局産業振興部
自然公園関係	西牟婁振興局健康福祉部環境衛生課
衛生関係	田辺保健所
その他	日高振興局総務課
災害に対してとられた措置の概要	日高振興局総務課

(5) 被害の収集及び調査要領

被害状況等の収集と調査は、関係機関、諸団体及び住民組織等の応援を求めて実施する。特に、初期の状況は住民組織を通じて直ちに町本部に通報されるよう町計画において体制を整えておく。

災害が発生したときは、直ちに災害調査班を編成して被害状況等を調査する。

被害調査に当たっては、「被害状況認定及び報告書記入の基準」に基づき判定する。
(被害状況認定及び報告書記入の基準表 資料編 43頁参照)

被害が甚大なため町において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

状況の収集、調査については警察、県機関及びその他の関係機関と十分連絡をとる。
最終的には、概ね被害状況報告に準じた総括表にまとめておく。

(6) 防災関係機関との情報交換、報告

ア 町本部と防災関係各機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

第3項 災害通信計画（総務部）

1 計画方針

災害時における通信連絡等は本計画による。

災害時における被害情報の収集をはじめ、県、防災機関等との通知、要請、指示、通報、伝達などの通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、その要綱を定めるとともに非常の際の通信連絡を確保するため、公衆通信設備の優先利用及び非常通信の利用を図る。また状況によっては伝令（自転車、オートバイ利用又は徒歩）の派遣を行う。

2 計画内容

（1）有線通信の運用

公衆回線による通信が可能な場合はこれを利用する。また被災地等への通話が集中し輻輳している場合は災害時優先電話もしくは状況に応じ消防専用電話回線を利用する。

（2）非常時の通信連絡の方法

ア 県防災行政無線電話による通信

県、防災機関等との連絡は、県の防災無線電話（ファクシミリ）を通じて行う。

イ 町防災行政無線による通信

災害現場等に出動している各職員との連絡は、町防災無線（車載用、携帯用）により行う。

ウ 非常通信の利用

災害時において有線通信の利用が不能又は著しく困難な場合においては、電波法（昭和25年法律第131号）第52条及び第74条等の規定に基づき、非常通信を利用し、通信連絡を行う。

（防災無線 資料編 46頁参照）

（災害時優先電話 資料編 46頁参照）

第4項 災害広報計画（総務部）

1 計画方針

地震災害が発生したり、発生のおそれがある場合には、町民に対して応急対策あるいは応急復旧等に関する情報の周知を徹底し、町民の精神的安定と被害の拡大防止を図るため、迅速かつ適切な広報活動を行う。

また県及び防災関係機関、近隣市町等にも適切な情報を提供することにより、広域的な応援体制の確立に資するよう努める。

2 計画内容

（1）広報活動

ア 広報資料の収集

地震災害発生時における広報活動は、地震、津波に関する情報及び「第2節 情報計画 第2項被害情報等の収集計画」等に定めるところによるが、以下についても留意する。

広報班に写真班を置き、状況に応じ現地に派遣して災害写真を撮影する。

本部各班で撮影した災害現場写真を収集する。

本部各班は、民心安定のため広報資料の提供を積極的に行う。

イ 広報担当者

災害時における広報活動は、原則として広報班を通じて行う。

(2) 広報事項

広報事項は、被災者の肉体的・心理的条件を十分考慮し、簡潔にして要領を得たものとする。

特に、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者に配慮する。

被害の状況

気象予警報及び津波、地震に関する情報

二次災害に関する情報

町民に対する避難勧告・指示の状況

医療救護所及び避難所の開設状況

被災者の安否に関する情報

災害対策本部の設置及び応急対策実施状況

ライフラインの被害及び復旧見通し状況

主要道路状況

交通機関の運行状況及び交通規制の状況

町民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

その他生活情報等必要と認める情報

地震の場合の広報内容の主なものは次のとおりとし、発災直後から災害状況や応急活動の進捗状況に合わせて情報を広報する。

ア 地震直後の広報

余震情報

地震時の一般的注意情報

初期消火活動、人命救助の呼びかけ

災害情報、被害情報

避難に関する情報

イ その後の情報

災害情報、被害情報

救援物資の配給情報

緊急輸送道路確保への協力要請

ボランティア受け入れ情報

安否情報

(3) 広報手段

町民に対する広報手段は、状況に応じ次による。

- ア ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報
- イ 有線放送による広報
- ウ 防災行政無線、町防災情報システムによる広報
- エ 広報車による巡回広報
- オ 防災ヘリコプター等による広報
- カ 広報紙、チラシ、ポスター等の作成
- キ 町防災情報システム、インターネットによる広報
- ク アマチュア無線による伝達

(4) 防災関係機関における広報

防災関係機関は、各防災業務計画等に定めるところにより、災害の態様に応じ、適宜適切な災害広報を実施するよう要請する。

- ア 日本放送協会和歌山放送局、株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山
災害時又は災害の発生が予想される場合には、災害関連放送番組を編成する。その他防災関連機関からの災害の通報事項に対しては、臨時の措置を講じて一般に周知徹底する。
- イ 関西電力株式会社和歌山支店田辺営業所
広報車及び報道機関等により被害箇所の復旧見通しや感電傷害防止について町民への周知徹底を図る。
- ウ 西日本電信電話株式会社和歌山支店田辺営業所
広報車及び報道機関等により、被害箇所（範囲）の復旧見通しや応急措置について、町民への周知を図る。
- エ 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社
被害箇所の復旧見通しや輸送の状況について、駅内の掲示板、案内板等に掲示し、かつ報道機関等により、一般への周知を図る。
災害時において、町から災害広報資料の貼布を依頼されたときは、これに協力する。
- オ ガス取り扱い事業者
広報車及び報道機関等により被害箇所やガス漏れによる事故防止について、住民への周知に努める。

(5) 報道機関に対する報道要請

町がテレビ・ラジオに対して緊急警報放送の要請を行う場合は、原則として県振興局を經由して、県知事宛に要請理由、放送事項、希望する放送日時等を明らかにし、要請する。ただし、県との通信途絶等特別の事情がある場合には、町から直接放送局に対して要請する。放送局は、要請のあった事項について、放送形式、内容、時刻等をその都度決定し放送する。

第3節 地震消防計画（消防部）

1 計画方針

消防組織は、市町消防が原則であり、消防組織法第6条に規定されているように、消防責任は市町にある。しかし震災など大災害の場合は、関係法令の規定に従い、県及びその他防災関係機関に応援を要請して消防活動を実施する。

なお、消防情報の収集等の計画は、本計画に定めるもののほか、第3章 第1編 第3節「消防計画」に定めるところによる。

2 計画内容

(1) 組織

(みなべ町消防団組織図 資料編 48頁参照)

(2) 消防情報の収集

情報の収集は、被害状況等の収集計画及び「火災・災害等即報要領」による。「火災即報」については、次のいずれかに該当する火災について、火災発生後直ちに電話・ファクシミリ等によって報告する。

また、大地震に伴って大火災等が発生した場合には、「災害即報」として報告する。

(この報告をもって火災即報とみなす。)

(火災即報様式 資料編 49頁参照)

- ア 死者3名以上生じた火災
- イ 死者及び負傷者の合計が10名以上生じた火災
- ウ 特定防火対象物で死者の発生した火災
- エ 国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- オ 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- カ 損害額1億円以上と推定される火災
- キ 焼損面積10ヘクタール以上と推定される林野火災
- ク 空中消火を要請した林野火災
- ケ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い林野火災
- コ 航空機火災
- サ タンカー火災のほか社气的影響度が高い船舶火災
- シ トンネル内車両火災
- ス 列車火災
- セ その他特殊な出火原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となる火災

(3) 警報等の周知徹底

消防機関による災害に関する警報、避難の指示、応急措置の状況等については、第3章第1編第2節第1項「気象警報等の伝達計画」及び第2節第4項「災害広報計画」並びに「みなべ

町消防計画」等の定めるところにより、速やかに町民に対して周知徹底を図る。

また必要に応じて消防管理者は「火災警報」を広報するものとし、速やかに町民に対して周知徹底を図る。

(4) 非常事態の場合における相互応援

本部長又は消防長は、災害の規模により必要な場合は、県内市町及び組合消防本部において締結されている和歌山県下消防広域相互応援協定に基づき、応援を要請する。

(第3章第1編第18節「相互応援計画」を参照)

(5) 救助及び救急

消防本部において定める救急・救助計画による。

消防本部は救急・救助事故発生を覚知すると、直ちに消防本部から救急隊及び救助隊が出動し、救急・救助活動を実施する。

第4節 水防計画 (消防部)

1 計画方針

地震(津波)により堤防、護岸、水門、樋門など、河川・海岸・ため池等施設に被害が生じ、また、生じる恐れがあるときで、水防活動を行う必要がある場合に市町(水防管理団体)及び県は2の措置をとる。なお、水防に係る詳細計画等は本計画に定めるもののほか、第3章第1編第4節「水防計画」に定めるところによる。

被害が生じる恐れのあるとき : 和歌山県に津波警報が発表されたとき
県内で震度5弱以上の地震が観測されたとき
水防活動を行う必要があるとき : 地震により被害を受け、堤防、護岸、ため池等の施設から河川水等の浸水があったとき、又は浸水が予想されるとき

2 計画内容

- (1) 自らの判断で河川、海岸、ため池等の付近の住民などに危険を通知し、状況によっては、住民などに対し安全な場所に避難するよう勧告又は指示するとともに、所轄振興局建設部へその旨連絡する。
- (2) 管内の監視・警戒、水門等管理者への連絡通報
- (3) 水防活動に必要な資機材の点検整備
- (4) 管理する水門、閘門、防潮扉の迅速な操作及び他の防潮扉等の管理者に対する門扉操作の応援
- (5) 市町(水防管理団体)における相互協力及び応援

第5節 その他の計画（各部他）

第1項 被災者の救助保護計画（総務部、住民対策部、建設部他）

1 災害救助法の適用計画（総務部）

地震災害時における被災者の救助及び保護は本計画による。災害救助法では、救助の実施は知事が行うこととされているが、災害時における救助活動の緊急性からその一部については知事からの通知により本部長が行う。

なお、災害救助法の適用基準等は、第3章第1編 第5節1項「災害救助法の適用計画」に定める。

2 被災者生活再建支援法の適用計画（総務部、住民対策部）

地震災害時における被災者の生活再建に関する支援については、本計画による。支援金の支給事務は、被災者生活再建支援法に基づき、県から委託された被災者生活再建支援法人が実施するが、一部は町が法人から委託をうけて実施する。

なお、支援法の適用基準等は、第3章第1編 第5節第2項「被災者生活再建支援法の適用計画」に定める。

3 避難計画（総務部、住民対策部、文教部他）

地震災害のため現に被害を受け、又は受ける恐れのある者の避難のための指示勧告及び避難所の開設並びに収容保護は本計画による。

なお、避難計画内容等は、第3章第1編 第5節3項「避難計画」に定める。

4 災害警備計画（警察、消防部）

地震災害時において警察等は、災害対策関係機関と緊密に連携し、警察の組織力と装備資機材を最大限に活用し、住民の生命・身体・財産の保護等の活動により災害時の治安維持に当たる。

なお、災害警備計画の内容等は、第3章第1編 第5節4項「災害警備計画」に定める。

5 食糧供給計画（住民対策部）

地震災害時における被災者等に対する食糧の供給は、町、県、農林水産省近畿農政局和歌山農政事務所（以下「農政事務所」という）、その他関係機関の協力のもとに本計画により実施する。

なお、食料供給計画内容等は、第3章第1編 第5節5項「食料供給計画」に定める。

6 給水計画（上下水道部、住民対策部）

地震災害のため飲料水が確保できない、又は汚染により飲用に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給体制の確保を図る。飲料水供給の実施は主に町が行うものであり、1人1日最低必要量3リットルの水の確保に努め、実施できないときは、隣接市町、関係団体又は県に速やかに応援要請する体制の確保を図る。

なお、給水計画内容等は、第3章第1編 第5節6項「給水計画」に定める。

7 物資供給計画（総務部、住民対策部）

救助法によるり災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、本計画による。
なお、物資供給計画の実施体制等は、第3章第1編 第5節7項「物資供給計画」に定める。

8 住宅・宅地対策計画（調査会計部、建設部）

地震災害により住家に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることのできない者に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理の実施並びに既存公営住宅等の活用等により、被災住民の住居の確保を図る。

なお、住宅・宅地対策計画の実施体制等は、第3章第1編 第5節8項「住宅・宅地対策計画」に定める。

9 医療助産計画（住民対策部）

地震災害のためその地域の医療の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施については、町、県、日本赤十字社、医師会、病院協会その他医療関係機関の協力により行う。

なお、医療・助産計画の実施責任者等は、第3章第1編 第5節9項「医療助産計画」に定める。

10 救出計画（総務部、消防部他）

地震災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の捜索又は救出保護は、本計画による。

なお、救出計画の実施者等計画内容は、第3章第1編 第5節10項「救出計画」に定める。

11 障害物除去計画（建設部）

地震災害により住居に運び込まれた土石、竹木等により日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去については、本計画による。

なお、障害物除去計画の実施者等計画内容は、第3章第1編 第5節11項「障害物除去計画」に定める。

12 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画（調査会計部、住民対策部）

地震災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給並びに低所得者に対して災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立直りを図り、併せて生活の安定化を促進する。

なお、災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画の実施者等計画内容は、第3章第1編 第5節12項「災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画」に定める。

13 遺体の捜索処理計画（総務部、建設部）

地震災害の混乱期に死亡し埋葬を行うことが困難な場合における応急的な埋葬及び災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索並びに

災害の際に死亡した者の遺体処理については、本計画による。

なお、遺体の搜索処理計画の埋葬等計画内容は、第3章第1編 第5節13項「遺体の搜索処理計画」に定める。

14 災害義援金品配分計画（調査会計部）

地震災害によるり災者、り災施設、その他に対する義援金品の配分は、本計画による。

なお、災害義援金品配分計画の計画内容等は、第3章第1編 第5節14項「災害義援金品配分計画」に定める。

15 その他のり災保護計画（住民対策部、各施設管理者）

本節第1項から第13項に定める以外の地震災害時におけるり災者の救助保護計画の計画内容等は、第3章第1編 第5節15項「その他のり災保護計画」に定める。

第2項 保健衛生計画（住民対策部、建設部）

1 防疫計画（住民対策部）

地震災害発生時における被災地の防疫は、本計画に定めるところにより、迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期する。

なお、防疫計画の計画内容等は、第3章第1編 第6節1項「防疫計画」に定める。

2 清掃計画（建設部）

地震の発生によって、ごみ、汚泥並びにし尿等（以下「廃棄物」という）により生活環境が著しく汚染された場合、これらを早急に処理し衛生的な生活環境を確保するため、災害時における廃棄物対策は、本計画による。

なお、清掃計画の計画内容等は、第3章第1編 第6節2項「清掃計画」に定める。

3 食品衛生計画（住民対策部）

地震災害が起きた場合は、被災地営業施設及び臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設）の実態を把握し、適切な処置を講ずることによって被災者に対し安全で衛生的な食品を供給する。

なお、食品衛生計画の計画内容等は、第3章第1編 第6節3項「食品衛生計画」に定める。

4 その他の保健活動（住民対策部）

地震災害が起きた場合は、町民の健康保持を図るため、県と協力して適切な保健活動を実施する。

なお、その他の保健活動の計画内容等は、第3章第1編 第6節4項「その他の保健活動」に定める。

第3項 公共土木施設等応急対策計画（建設部、上下水道部）

地震災害の発生後、民生の安定、公共福祉の早期回復を図るため、被災箇所の本復旧工事を行う前に、必要に応じ落石、流出土砂、雑木等を除去するほか、仮道、仮橋、仮締切などの応急工

事を実施する。なお、公共土木施設等応急対策計画の内容等は、第3章第1編 第7節「公共土木施設等応急対策計画」に定める。

第4項 農林水産関係災害応急対策計画（農林水産部）

1 農林関係災害応急対策計画

各種気象災害による農作物、農林業施設等の被害を最小限にとどめるための諸対策について定める。なお、農林関係災害応急対策計画の内容等は、第3章第1編 第8節1項「農林関係災害応急対策計画」に定める。

2 水産関係災害応急対策計画

災害による漁場、水産施設等の被害を最小限度にとどめるため、応急対策を迅速かつ的確に実施する。なお、水産関係災害応急対策計画の内容等は、第3章第1編 第8節2項「水産関係災害応急対策計画」に定める。

第5項 事故災害応急対策計画（関係事業者他）

1 海上災害応急対策計画（海上保安庁、農林水産部）

(1) 本計画は、海上における船舶の座礁、接触、衝突、沈没等の災害並びにこれらの災害による大量流出油事故の災害（以下「海上災害」という。）が発生した場合に人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止と除去、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るため、関係機関及び関係団体がとるべき対策を定める。

(2) 大規模かつ広域的な海上災害の発生又はそのおそれがある場合は、周辺市町や関係団体等への協力要請を行うと共に、町長は県を通じて、被害の程度に応じ自衛隊の派遣要請を行い、被害の拡大を防止する。

なお、海上災害応急対策計画の内容等は、第3章第1編 第9節1項「海上災害応急対策計画」に定める。

2 鉄道施設災害応急対策計画（西日本旅客鉄道株和歌山支社）

JR西日本に関する運転事故又は災害が発生し、若しくは発生が予測される場合の応急対策等については、JR西日本と協力し応急対策にあたる。

なお、鉄道施設災害応急対策計画の内容等は、第3章第1編 第9節2項「鉄道施設災害応急対策計画」に定める。

3 道路災害応急対策計画（建設部）

本計画は、道路構造物の被災等により、多数の死傷者が発生した場合の応急措置について定める。

なお、道路災害応急対策計画の内容等は、第3章第1編 第9節3項「道路災害応急対策計画」に定める。

第6項 林野火災応急対策計画（消防部、組合消防本部、警察、県消防保安課、各施設管理者他）

林野火災から自然環境と町民の生命財産を守るため、出火の早期発見と延焼防止のための体制を整備し、森林所有者・管理者・森林組合（以下森林所有者等という）、地域住民、消防機関、町その他関係機関が連携して消火・救助活動に当たる。

なお、林野火災応急対策計画の内容等は、第3章第1編 第10節「林野火災応急対策計画」に定める。

第7項 危険物等災害応急対策計画（消防本部、警察、各事業者）

1 危険物施設災害応急対策計画

危険物施設等は、地震災害時における火災、爆発、漏えい等の危険が予測されるので、危険物関係法令に基づく予防規定、自衛消防組織等を実効あるものとするとともに、火災、爆発、流出等を防止し、地震による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図る。

なお、危険物施設災害応急対策計画の内容等は、第3章第1編 第11節1項「危険物施設災害応急対策計画」に定める。

2 火薬類災害応急対策計画

地震による火薬類による災害に際して、住民の生命及び財産を保護するために、この計画を定める。

なお、火薬類災害応急対策計画の内容等は、第3章第1編 第11節2項「火薬類災害応急対策計画」に定める。

3 高圧ガス災害応急対策計画

地震による高圧ガスによる災害に際して、住民の生命及び財産を保護するためにこの計画を定める。

なお、高圧ガス災害応急対策計画の内容等は、第3章第1編 第11節3項「高圧ガス災害応急対策計画」に定める。

4 毒物劇物災害応急対策計画

地震災害により毒物又は劇物保管施設が被害を受け、住民の保健衛生上危害を受け、又はそのおそれがある場合における応急対策については、県、消防機関、その他関係機関の協力のもとに、本計画の定めるところによる。

なお、毒物劇薬災害応急対策計画の内容等は、第3章第1編 第11節4項「毒物劇薬災害応急対策計画」に定める。

5 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画

地震災害が発生した場合の危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両の事故に伴う応急措置は、本計画により実施する。

なお、危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画の内容等は、第3章第1編 第1節5項「危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画」に定める。

第8項 公共的施設応急対策計画（上下水道部、各事業者）

1 水道施設災害応急対策計画（上下水道部）

災害により水道施設に被害が生じた場合は、速やかに応急措置を講じ、給水確保に努める。なお、水道施設災害応急対策計画の内容等は、第3章第1編 第12節1項「水道施設災害応急対策計画」に定める。

2 下水道施設災害応急対策計画（上下水道部）

上下水道班は、災害により下水道施設に被害が生じた場合は、排水の疎通に支障がないよう、速やかに応急措置を講じ、排水に万全を期す。なお、下水道施設災害応急対策計画の内容等は、第3章第1編 第12節2項「下水道施設災害応急対策計画」に定める。

3 公衆電気通信施設災害応急対策計画（西日本電信電話株式会社）

西日本電信電話株式会社（NTT西日本）は、地震災害発生時において、和歌山支店管内のNTT所管通信網を確保するべく努め、電気通信設備等に故障が発生した場合には迅速かつ確な応急復旧を行う。

詳細は、県地域防災計画及びNTT西日本の計画による。

なお、公衆電気通信施設災害応急対策計画の内容等は、第3章第1編 第12節3項「公衆電気通信施設災害応急対策計画」に定める。

4 電力施設災害応急対策計画（関西電力株式会社）

関西電力株式会社は、電力施設の災害を防止し、また地震による被害が発生した場合は速やかに応急復旧作業を行い、電力の供給確保に努める。

詳細は、県計画及び関西電力株式会社の計画による。

なお、電力施設災害応急対策計画の内容等は、第3章第1編 第12節4項「電力施設災害応急対策計画」に定める。

5 鉄道施設災害応急対策計画（西日本旅客鉄道株式会社）

西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）に関する運転事故又は災害が発生し、若しくは発生が予測される場合の応急対策等については、JR西日本と協力し応急対策にあたる。

なお、鉄道施設災害応急対策計画の内容等は、第3章第1編 第9節2項「鉄道施設災害応急対策計画」に定める。

第9項 文教対策計画（文教部）

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、児童生徒の安全確保・学校施設の確保及び教職員対策、文教施設の復旧、学用品、教科書等、次の応急措置を講ずる。

1 小・中学校関係計画

小・中学校に関する地震災害の応急対策は、別に定めるもののほか、この計画による。

なお、小・中学校関係計画の内容等は、第3章第1編 第13節1項「小・中学校関係計画」に定める。

2 学校給食関係の計画

地震災害時における学校給食の応急対応策は、この計画による。

なお、学校給食関係の計画の内容等は、第3章第1編 第13節2項「学校給食関係の計画」に定める。

3 社会教育施設関係計画

地震災害時における公民館等社会教育施設の応急処理等の措置を講ずる。

なお、社会教育施設関係計画の内容等は、第3章第1編 第13節3項「公立社会教育施設関係計画」に定める。

4 学用品支給計画

地震災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失、又は損傷した小・中学校の児童生徒に対し、必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図る。

なお、学用品支給計画の内容等は、第3章第1編 第13節4項「学用品支給計画」に定める。

第10項 震災対策要員計画（総務部、住民対策部）

地震災害応急対策を実施するために必要な要員は、本計画による。

災害対策の要員については、概ね次の順序で動員を行う。ただし、災害応急対策作業の内容によっては、先順位の要員に余裕があっても、他の種別要員を先に動員する必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 町職員の動員
- (2) ボランティアの動員
- (3) 労働者の雇上げ

また、動員はそれぞれの応急対策実施機関において行うものであるが、これらの機関が災害応急対策及び災害救助を実施するに当たり、現地において、労働者の雇上げ等が不可能で人員に不足を生ずる場合は、次の応援要請事項を示して、県本部へ要請する。

応援要請事項

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 従事場所
- (3) 作業内容
- (4) 人員
- (5) 従事期間
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

1 ボランティア受け入れ計画

地震災害応急対策の実施にあたるボランティアの受入計画は、本計画による。

なお、ボランティア受け入れ計画の内容等は、第3章第1編 第14節1項「ボランティア受け入れ計画」に定める。

2 労働者の確保計画

地震災害応急対策の実施が本部の職員及びボランティア等では労力的に不足し、あるいは特別な作業のため技術的な労力が必要なときにおける労働者の確保は本計画による。

なお、労働者の確保計画の内容等は、第3章第1編 第14節2項「労働者確保計画」に定める。

第11項 道路交通輸送計画（建設部・住民対策部）

1 道路交通の応急対策計画（建設部）

地震災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保安が必要になった場合、又は災害時における交通秩序を確保するため必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限等の規制を行うほか、道路の応急復旧を実施する。

なお、道路交通の応急対策計画の内容等は、第3章第1編 第15節1項「道路交通の応急対策計画」に定める。

2 輸送計画（住民対策部）

地震災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、陸・海・空のあらゆる有効な手段を利用し総合的かつ積極的に緊急輸送を実現する。

特に、機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活動を推進する。

なお、輸送計画の内容等は、第3章第1編 第15節2項「輸送計画」に定める。

第12項 自衛隊派遣要請等の計画（総務部）

みなべ町地域の地震災害に関し自衛隊の災害派遣について必要な事項は、本計画による。

なお、自衛隊派遣要請等の計画の内容等は、第3章第1編 第16節「自衛隊派遣要請等の計画」に定める。

第13項 防災ヘリコプター活用計画（総務部他）

地震災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

なお、防災ヘリコプター活用計画の内容等は、第3章第1編 第17節「県防災ヘリコプター活用計画」に定める。

第14項 相互応援計画（総務部）

地震災害が発生し、町独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、県本部のみならず他の市町等に応援を要請し、応急措置等を円滑に遂行するため、相互応援協定等を

締結する。

また、本町以外で大規模な災害が発生した場合は、当該相互応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

なお、相互応援計画の内容等は、第3章第1編 第18節「相互応援計画」に定める。

